



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 規則

- *27 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)
 - *28 和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則 (総合防災課)
 - *29 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年・男女共同参画課)
 - *30 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)
 - *31 和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則 (医務課)
 - *32 和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則 (")
 - *33 和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則 (果樹園芸課)
 - *34 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 (港湾空港振興課)
 - *35 和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則 (")
 - *36 港湾区域における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則 (")
- 告示
- *455 平成12年和歌山県告示第722号 (災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度) の一部改正 (福祉保健総務課)
- 訓令
- *26 和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (人事課)
 - *27 職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令 (総合防災課)

規 則

和歌山県規則第27号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則 (昭和50年和歌山県規則第17

号) の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とする。

第4条中「別表第3」を「別表第4」に改め、同条を第5条とする。

第3条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(給料の調整額)

第3条 現業職員について給料の調整を行う職は、別表第2の勤務公署欄に掲げる勤務公署に勤務する同表の職員欄に掲げる職員の占める職とする。

2 現業職員の給料の調整額は、当該職員に適用される職務の級に応じて別表第2の2に掲げる調整基本額にその者に係る別表第2の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

別表第1から別表第2までを次のように改める。

別表第 1 (第 2 条関係)

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,800	247,700	279,700
	2	122,500	174,100	196,200	249,100	281,600
	3	123,500	175,600	197,600	250,500	283,500
	4	124,400	177,100	199,000	251,900	285,400
	5	125,400	178,500	200,500	253,100	287,300
	6	126,400	180,000	202,000	254,400	289,200
	7	127,400	181,500	203,500	255,700	291,100
	8	128,400	183,000	205,000	257,000	293,000
	9	129,200	184,500	206,500	258,100	294,700
	10	130,200	185,700	208,100	259,400	296,500
	11	131,200	187,000	209,700	260,700	298,300
	12	132,300	188,300	211,300	262,000	300,100
	13	133,100	189,700	212,700	263,100	301,700
	14	134,100	190,800	214,400	264,300	303,400
	15	135,100	192,000	216,100	265,500	305,100
	16	136,100	193,200	217,800	266,700	306,800
	17	137,200	194,400	219,300	267,900	308,400
	18	138,400	195,600	220,500	269,100	310,100
	19	139,600	196,700	221,700	270,300	311,800
	20	140,800	197,800	222,900	271,500	313,500
	21	141,900	198,800	224,200	272,500	315,000
	22	143,100	200,000	225,800	273,600	316,500
	23	144,300	201,200	227,400	274,700	318,000
	24	145,500	202,400	229,000	275,800	319,500
	25	146,700	203,600	230,700	276,900	321,100
	26	148,200	204,900	232,200	278,000	322,600
	27	149,700	206,200	233,700	279,100	324,100
	28	151,200	207,500	235,200	280,200	325,600
	29	152,600	208,800	236,600	281,300	327,200
	30	154,100	210,100	238,000	282,400	328,500
	31	155,600	211,400	239,400	283,500	329,800
	32	157,100	212,700	240,800	284,600	331,100
	33	158,600	213,800	242,100	285,500	332,400
	34	160,400	215,200	243,500	286,600	333,700
	35	162,200	216,600	244,900	287,700	335,000
	36	164,000	218,000	246,300	288,800	336,300
	37	165,800	219,200	247,600	289,700	337,600
	38	167,500	220,500	249,000	290,700	338,900
	39	169,200	221,800	250,400	291,700	340,200
	40	170,900	223,100	251,800	292,700	341,500

	41	172,500	224,200	253,000	293,600	342,700
	42	173,900	225,400	254,300	294,600	343,900
	43	175,300	226,600	255,600	295,600	345,100
	44	176,700	227,800	256,900	296,600	346,300
再	45	178,200	229,000	258,000	297,400	347,400
	46	179,600	230,200	259,200	298,300	348,500
	47	181,000	231,400	260,400	299,200	349,600
	48	182,400	232,600	261,600	300,100	350,700
任	49	183,700	233,800	262,900	301,000	351,900
	50	184,900	235,000	264,100	301,900	352,900
	51	186,100	236,200	265,300	302,800	353,900
	52	187,300	237,400	266,500	303,700	354,900
用	53	188,400	238,600	267,600	304,500	355,900
	54	189,500	239,600	268,800	305,300	356,800
	55	190,600	240,600	270,000	306,100	357,700
	56	191,700	241,600	271,200	306,900	358,600
職	57	192,800	242,700	272,200	307,700	359,500
	58	193,900	243,700	273,300	308,500	360,400
	59	195,000	244,700	274,400	309,300	361,300
	60	196,100	245,700	275,500	310,100	362,200
員	61	197,200	246,700	276,600	310,700	363,100
	62	198,100	247,600	277,700	311,400	364,000
	63	199,000	248,500	278,800	312,100	364,900
	64	199,900	249,400	279,900	312,800	365,800
以	65	200,600	250,400	281,000	313,500	366,500
	66	201,400	251,200	281,900	314,100	367,100
	67	202,200	252,000	282,800	314,700	367,700
	68	203,000	252,800	283,700	315,300	368,300
の	69	203,800	253,600	284,600	316,000	368,800
	70	204,400	254,200	285,400	316,500	369,400
	71	205,000	254,800	286,200	317,000	370,000
	72	205,600	255,400	287,000	317,500	370,600
職	73	206,300	255,900	287,900	317,800	371,100
	74	207,000	256,400	288,700	318,300	371,700
	75	207,700	256,900	289,500	318,800	372,300
	76	208,500	257,400	290,300	319,300	372,900
員	77	208,900	258,000	291,100	319,600	373,400
	78	209,600	258,500	291,700	320,000	374,000
	79	210,300	259,000	292,300	320,400	374,600
	80	211,000	259,500	292,900	320,800	375,200
	81	211,700	259,900	293,400	321,300	375,700
	82	212,400	260,200	294,000	321,700	376,300
	83	213,100	260,500	294,600	322,100	376,900
	84	213,800	260,800	295,200	322,500	377,500
	85	214,500	261,200	295,700	322,900	378,000
	86	215,200	261,600	296,300	323,300	378,600
	87	215,900	262,000	296,900	323,700	379,200

88	216,600	262,400	297,500	324,100	379,800
89	217,200	262,600	297,900	324,400	380,300
90	217,800	263,000	298,400	324,800	380,900
91	218,400	263,400	298,900	325,200	381,500
92	219,000	263,800	299,400	325,600	382,100
93	219,500	264,200	299,900	325,900	382,600
94	220,000	264,600	300,400	326,300	
95	220,500	265,000	300,900	326,700	
96	221,000	265,400	301,400	327,100	
97	221,600	265,600	301,800	327,400	
98	222,100	265,900	302,300	327,800	
99	222,600	266,200	302,800	328,200	
100	223,100	266,500	303,300	328,600	
101	223,700	266,900	303,700	328,900	
102	224,300	267,200	304,100		
103	224,900	267,500	304,500		
104	225,500	267,800	304,900		
105	225,900	268,100	305,300		
106	226,400	268,400	305,700		
107	226,900	268,700	306,100		
108	227,400	269,000	306,500		
109	227,800	269,300	306,900		
110	228,300	269,600	307,300		
111	228,800	269,900	307,700		
112	229,300	270,200	308,100		
113	229,800	270,500	308,400		
114	230,300	270,800	308,800		
115	230,800	271,100	309,200		
116	231,300	271,400	309,600		
117	231,700	271,700	309,900		
118	232,100	272,000	310,300		
119	232,500	272,300	310,700		
120	232,900	272,600	311,100		
121	233,300	272,800	311,400		
122		273,100	311,800		
123		273,400	312,200		
124		273,700	312,600		
125		273,800	312,800		
126		274,100	313,200		
127		274,400	313,600		
128		274,700	314,000		
129		274,800	314,200		
130		275,100	314,600		
131		275,400	315,000		
132		275,700	315,400		
133		275,800	315,600		
134		276,100			

	135		276,400			
	136		276,700			
	137		276,800			
再任用職員		192,700	204,200	226,400	247,700	279,700

別表第 1 の 2 (第 2 条関係)

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	円 141,900	円 204,200	円 226,400	円 247,700	円 279,700

別表第 2 (第 3 条関係)

給料の調整額適用区分表

勤務公署	職 員	調 整 数
動物愛護センター	野犬等の捕獲、殺処分又は死体焼却作業に従事することを常例とする狂犬病予防技術員	1

別表第 2 の 2 (第 3 条関係)

調整基本額表

職 務 の 級	調 整 基 本 額
1 級	5,900円
2 級	7,400円
3 級	8,400円
4 級	8,700円
5 級	9,600円

別表第 3 (第 3 条関係)

現業職給料表年齢別初任給基準表

満 年 齢 (歳)	初 任 給
16未満	1 級 9 号給
16	1 級 13 号給

17	1 級17号給
18	1 級21号給
19	1 級25号給
20	1 級26号給
21	1 級29号給
22	1 級30号給
23	1 級33号給
24	1 級37号給
25	1 級38号給
26	1 級41号給
27	1 級42号給
28	1 級45号給
29	1 級46号給
30	1 級49号給
31	1 級53号給
32	1 級54号給
33	1 級57号給
34	1 級58号給
35	1 級61号給
36	1 級65号給
37	1 級66号給
38	1 級69号給
39	1 級70号給
40以上	1 級73号給

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(給料月額経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項の規定の例により支給される給料を含む。以下「施行日前日額」という。）に達しないこととなる職員には、給料月額のほか、施行日前日額に100分の95を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。以下同じ。）と給料月額の差額に相当する額を給料として支給する。ただし、次の各号に掲げる期間においては、給料月額のほか、当該各号に定める額を給料として支給する。

(1) 平成21年4月1日から平成26年3月31日まで 施行日前日額と給料月額の差額に相当する額

(2) 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで 施行日前日額に100分の99を乗じて得た額と給料月額の差額に相当する額

(3) 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで 施行日前日額に100分の98を乗じて得た額と給料月額の差額に相当する額

(4) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 施行日前日額に100分の97を乗じて得た額と給料月額の差額に相当する額

(5) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 施行日前日額に100分の96を乗じて得た額と給料月額の差額に相当する額

(再任用職員の給料月額に関する経過措置)

3 施行日以後に地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4又は第28条の5の規定により採用された職員には、採用日から平成22年3月31日までの間においては、この規則による改正後の現業職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に採用されたとした場合にこの規則による改正前の現業職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定を適用したとしたならばその者に支給されることとなる給料月額を給料として支給する。

(給料の調整額に関する経過措置)

4 改正後の規則第3条の規定により給料の調整を行う職を占める職員（次項において「給料の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、改正後の規則第3条第2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する

額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を給料の調整額（以下「現給保障額」という。）として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日から引き続き給料の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額及び職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第32号）附則第2項の規定の例により支給される給料の調整額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職員となった職員（施行日以後に新たに改正後の規則別表第1の現業職給料表（以下「現業職給料表」という。）の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員になった場合に改正前の規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成21年和歌山県人事委員会規則第13号）による改正前の職員の給与に関する規則第7条第2項の規定を適用したならば、その者に適用されることとなる調整基本額

6 前2項の規定が適用される職員のうち、その者に支給される現給保障額が、職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第32号）附則第2項及び第3項の規定の例により支給される給料の調整額に達しないこととなる職員には、前2項の規定にかかわらず、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間においては、現給保障額のほか、その差額に相当する額を給料の調整額として支給する。

(退職手当の経過措置)

7 職員が退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額（職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第6号）附則第9項の規定の例により支給される差額に相当する額を除く。）を基礎として、職員の退職手当に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号。以下「退職手当条例」という。）第2条の3から第5条の3まで及び第7条から第7条の5まで並びに付則第30項から第32項まで、職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例（昭和37年和歌山県条例第60号）第2条から第4条まで及び付則第2項、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年和歌山県条例第27号）付則第3項から第6項まで並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成15年和歌山県条例第80号）附則第5項の規定により計算した退職手当の額が職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年和歌山県条例第11号）附則第2項に規定する新条例

等退職手当額及び同項の規定により支給される退職手当額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき退職手当条例の規定による退職手当の額とする。

和歌山県規則第28号

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県災害対策本部規則の一部を改正する規則

和歌山県災害対策本部規則（昭和38年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別表第1総合統制室の部中「広報監」を削り、「（室長付）」を「（室長付）危機管理室長」に改める。

別表第2知事室部の部中「知事室次長」を「国体推進監」に、「政策審議室長」を「政策審議室長 国体準備課副課長」に、「政策審議室員」を「政策審議室員 国体準備課員」に改め、同表企画部の部中

「IT統括監」を「政策統括監」に改め、同表環境生活部の部県民生活班の項中「NPO協働推進室長」及び「NPO協働推進室員」を削り、「生活必需品等」を「生活関連物資」に改め、同部食品安全・生活衛生班の項中「食品安全・生活衛生班」を「食品・生活衛生班」に改め、同表商工観光労働部の部（幹事班）商工観光労働総務班の項中「工場、事業所等」を「店舗等」に改め、同部労働班の項中「被害者」を「被災者」に改め、同部企業政策班の項中「2 その他必要なこと。」を「2 工場等の被害調査に関すること 3 その他必要なこと。」と。

」に改め、同表農林水産部の部林業班の項中「山村整備課長」を「山村整備課長 全国植樹祭準備室長」に、「山村整備課員」を「山村整備課員 全国植樹祭準備室員」に改め、同部水産振興班の項中「養殖魚貝類」を「養殖魚介類」に改め、同表県土整備部の部住宅環境班の項中「住宅環境班」を「建築住宅班」に、「住宅環境課長」を「建築住宅課長」に、「住宅環境課員」を「建築住宅課員」に改め、同表教育部の部県立学校班の項を削り、同部小中学校班の項中「小中学校班」を

「学校教育班」に、「（班長）小中学校課長（副班長）小中学校副課長」を「（班長）学校指導（副班長）学校指導学校人事

課長）に、「小中学校課員」を「学校指導課特別支援教育室長 学校指導学校人課長」に改め、

「導課員 導課特別支援教育室員」に改め、「小中学校に係る次の事項」を削り、「公立小中学校」を「県立学校及び公立小

中高等学校」に改め、同表警察部の部派遣班の項中

「（班警備 警備 監察 健康 地域 地域 捜査 組織 交通

長）「運 管理官 企画室長 管理官 管理対策室長 安全管理官 指導官 第二課捜査管理官 犯罪対策捜査管理官 安全対策室長」を「（班長）テロ対策室長」に、

「転免許課員 安課員 備課員 域指導課員 年課員 活環境課員 査第二課員 織犯罪対策課員 通企画課員 通指導課員」を「運転免許課員 警備課員」に改め、同表労働委員会部の部中「労働委員会事務局総務課長」を「労働委員会事務局審査調整課長」に、「（班長）総務課長（副班長）審査調整課長」を

「（班長）審査調整課長（副班長）審査調整課副課長」に改め、「総務課員」を削る。

別表第4中「総務企画室長」を「地域振興部長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第29号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第5号中「県立学校課、小中学校課」を「学校指導課」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第30号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則
和歌山県社会福祉審議会規則（平成12年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「上欄」を「左欄」に、「下欄」を「右欄」に改め、同項の表文化財部会の項中「第17条」の次に「、第21条の12第1項若しくは第2項の規定による命令」を加え、同表養護保育部会の項中「第9条の7」を「第29条」に改め、「又は保護受託者」を削り、同表措置専門部会の項を次のように改める。

措置 専門 部会	1 児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項
	2 児童福祉法第33条の12第1項の規定による通告に関する事項
	3 児童福祉法第33条の12第3項の規定による届出に関する事項
	4 児童福祉法第33条の15第1項の規定による通知に関する事項
	5 児童福祉法第33条の15第3項の規定による意見の陳述に関する事項
	6 児童福祉法第33条の15第4項の規定による資料の提出に関する事項

第12条中「児童福祉専門分科会養護保育部会」の次に「、児童福祉専門分科会措置専門部会（児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項を除く。）」を加え、「児童福祉専門分科会措置専門部会」の次に「（児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項に限る。）」を加え、「和歌山県子ども・障害者相談センター」を「和歌山県子ども・女性・障害者相談センター」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項の表（文化財部会に関する部分に限る。）の改正規定は、同年5月1日から施行する。

和歌山県規則第31号

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立なぎ看護学校学則の一部を改正する規則
和歌山県立なぎ看護学校学則（平成7年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第203号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第9条を次のように改める。

（教育内容等）

第9条 教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は、別表のとおりとする。

第12条第1項中「第9条第1項」を「第9条」に改める。

第13条第1項中「及び別表第3の2」を削り、同条第2項中「、職業能力開発校等」を削り、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等」の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第42号）による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改め、「基礎分野の項」の次に「、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号）別表第4人間と社会の項又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号）別表第4人間と社会の項」を加える。

第17条の見出しを「（入学者の選考）」に改める。

第20条第4項中「当該学年」を「当該学生」に改め、同条第5項中「退学、休学又は復学」を「転入学、転学、休学、復学又は退学」に改める。

第30条を第32条とし、第24条から第29条までを2条ずつ繰り下げる。

第23条第1項中「3箇月」を「3か月」に改め、同条を第25条とし、第22条を第24条とし、第21条の次に次の2条を加える。

（転入学）

第22条 他の看護師学校養成所（法第21条第1号の学校及び同条第2号の看護師養成所をいう。以下同じ。）から看護学校に転入学しようとする者は、転入学願に入学審査手数料及び別に定める書類を添えて、学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の転入学願が提出されたときは、その内容を審査し、その者が現に在学する他の看護師学校養成所の授業科目、単位数及び授業時間並びにその者の履修状況が看護学校と同程度であると認め、かつ、欠員のある場合に限り、これを許可することができる。

3 転入学の許可に関し必要な事項は、学校長が別に定める。

4 前4条の規定は、転入学に準用する。

(転学)

第23条 学生は、他の看護師学校養成所に転学を希望するときは、保証人と連署した転学願を学校長に提出し、その許可を受けなければならない。

別表を次のように改める。

別表 (第 9 条関係)

	教 育 内 容	授 業 科 目	単 位 数	授業時間数	
基礎分野	科学的思考の基盤	情報科学	1	30	
		文章表現法	1	15	
	人間と生活・社会の理解	教育学	1	15	
		倫理学	1	15	
		生物学	1	30	
		物理学	1	15	
		社会学	1	30	
		心理学	1	30	
		人間関係論	2	30	
		保健体育	1	30	
		英語 I	1	30	
		英語 II	1	30	
		小 計		13	300
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学 I	1	30	
		解剖生理学 II	1	30	
		解剖生理学 III	1	30	
		生化学	1	30	
		栄養学	1	30	
		疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	30
			病態学 I	1	30
			病態学 II	1	30
			病態学 III	1	30
			病態学 IV	1	30
			病態学 V	1	30
			病態学 VI	1	30
		病態学 VII	1	30	
		健康支援と社会保障制度	薬理学	1	30
	微生物学		1	30	
	総合医療論		1	15	
	公衆衛生学		1	30	
	社会福祉		2	30	
	関係法規		2	30	
	小 計		21	555	
	専門分野 I	基礎看護学	基礎看護学概論	1	30
共通看護技術論 I			1	30	
共通看護技術論 II			1	45	
共通看護技術論 III			1	30	
日常生活援助技術論 I			1	30	
日常生活援助技術論 II			1	30	
日常生活援助技術論 III			1	30	
日常生活援助技術論 IV			1	45	
回復促進援助技術論			1	30	
臨床看護総論			1	45	
臨地実習 基礎看護学		基礎看護学実習 I	1	45	
		基礎看護学実習 II	2	90	

	小	計	13	480	
専門分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30	
		成人看護援助論Ⅰ	1	30	
		成人看護援助論Ⅱ	1	30	
		成人看護援助論Ⅲ	1	30	
		成人看護援助論Ⅳ	1	30	
	老年看護学	成人看護援助論Ⅴ	1	15	
		老年看護学概論	1	30	
		老年看護援助論Ⅰ	1	15	
		老年看護援助論Ⅱ	1	30	
		老年看護援助論Ⅲ	1	15	
	小児看護学	小児看護学概論	1	30	
		小児看護援助論Ⅰ	1	30	
		小児看護援助論Ⅱ	1	30	
		小児看護援助論Ⅲ	1	15	
		母性看護学	母性看護学概論	1	30
	母性看護学	母性看護援助論Ⅰ	1	30	
		母性看護援助論Ⅱ	1	30	
		母性看護援助論Ⅲ	1	15	
		精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神看護学	精神看護援助論Ⅰ	1	30
	精神看護援助論Ⅱ		1	30	
	精神看護援助論Ⅲ		1	15	
	臨地実習	成人看護学	成人看護学実習Ⅰ	2	90
			成人看護学実習Ⅱ	2	90
			成人看護学実習Ⅲ	2	90
		老年看護学	老年看護学実習Ⅰ	2	90
			老年看護学実習Ⅱ	2	90
小児看護学		小児看護学実習	2	90	
母性看護学		母性看護学実習	2	90	
精神看護学		精神看護学実習	2	90	
小		計	38	1,290	
統合分野		在宅看護論	在宅看護概論	1	30
			在宅看護援助論Ⅰ	1	30
			在宅看護援助論Ⅱ	1	15
			在宅看護援助論Ⅲ	1	15
	看護の統合と実践Ⅰ		1	30	
	看護の統合と実践Ⅱ		1	30	
	医療安全		1	15	
	看護研究		1	30	
	臨地実習	在宅看護論	在宅看護論実習	2	90
		看護の統合と実践	総合実習	2	90
		小	計	12	375
総	計	97	3,000		

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成21年3月31日に在学する学生に係る教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の第9条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県規則第32号

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県立高等看護学院学則の一部を改正する規則

和歌山県立高等看護学院学則(平成9年和歌山県規則第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び退学」を「、退学等」に、「第30条」を「第32条」に、「第31条・第32条」を「第33条・第34条」に、「第33条」を「第35条」に改める。

第1条中「第203号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第13条第1項中「年1回」を「年1回以上」に改める。

第14条を次のように改める。

(教育内容等)

第14条 看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数は、別表第1から別表第3までのとおりとする。

第17条第1項中「第14条第1項」を「第14条」に改める。

第19条第2項中「、職業能力開発校等」を削り、「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」を「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則」に改め、「基礎分野の項」の次に「、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4人間と社会の項又は社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4人間と社会の項」を加える。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 入学、休学、復学、退学等

第21条第3項「保健師助産師看護師法」を「法」に改める。

第26条第5項中「退学、休学又は復学」を「転入学、転学、休学、復学又は退学」に改める。

第33条を第35条とし、第28条から第32条までを2条ずつ繰り下げ、第27条の次に次の2条を加える。

(転入学)

第28条 他の看護師等養成所(法第20条第1号及び法第21条

第1号の学校、法第20条第2号の助産師養成所又は法第21条第2号の看護師養成所をいう。以下同じ。)から学院に転入学しようとする者は、転入学願に入学審査手数料及び別に定める書類を添えて、学院長に提出しなければならない。

2 学院長は、前項の転入学願が提出されたときは、その内容を審査し、その者が現に在学する他の看護師等養成所の授業科目、単位数及び授業時間並びにその者の履修状況が学院と同程度であると認め、かつ、欠員のある場合に限り、これを許可することができる。

3 転入学の許可に関し必要な事項は、学院長が別に定める。

4 前4条の規定は、転入学について準用する。

(転学)

第29条 学生は、他の看護師等養成所に転学を希望するときは、保証人と連署した転学願を学院長に提出し、その許可を受けなければならない。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第 1 (第14条関係)

看護学科一部

	教 育 内 容	授 業 科 目	単 位 数	授業時間数
基礎分野	科学的思考の基盤	心理学	1	15
		教育学	1	30
		生命科学	1	30
		情報科学	1	30
		論理的思考	1	15
	人間と生活、社会の理解	社会学	1	30
		倫理学	1	30
		英語 I	2	60
		英語 II	1	30
		人間関係論 I	1	30
		人間関係論 II	1	15
		保健体育	1	30
		小 計		13
専門基礎分野	人体の構造と機能	解剖生理学 I	2	60
		解剖生理学 II	2	60
		生化学	1	30
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	15
		病態学 I	2	45
		病態学 II	2	45
		病態学 III	2	60
		微生物学	1	30
		薬理学	1	30
	健康支援と社会保障制度	臨床検査	1	15
		公衆衛生学	2	30
		栄養学	1	30
		社会福祉論	2	30
小 計		21	495	
専門分野 I	基礎看護学	看護学概論	1	30
		基礎看護技術 I	1	30
		基礎看護技術 II	1	30
		基礎看護技術 III	2	60
		基礎看護技術 IV	2	60
		基礎看護技術 V	1	30
		看護活動総論 I	1	30
		看護活動総論 II	1	30
		臨地実習	基礎看護学 I 実習	1
	基礎看護学 II 実習		2	90

	小	計	13	435
専 門 分 野 II	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護活動論 I	1	30
		成人看護活動論 II	1	30
		成人看護活動論 III	1	30
		成人看護活動論 IV	1	30
	老年看護学	成人看護活動論 V	1	15
		老年看護学概論	1	30
		老年看護活動論 I	1	30
	小児看護学	老年看護活動論 II	2	45
		小児看護学概論	1	30
		小児看護活動論 I	1	30
	母性看護学	小児看護活動論 II	2	60
		母性看護学概論	1	30
		母性看護活動論 I	1	30
	精神看護学	母性看護活動論 II	2	60
		精神看護学概論	1	30
		精神看護活動論 I	1	30
	臨地実習	精神看護活動論 II	2	45
		成人看護学 I 実習	2	90
		成人看護学 II 実習	2	90
成人看護学 III 実習		2	90	
老年看護学 I 実習		2	90	
老年看護学 II 実習		2	90	
小児看護学実習		2	90	
母性看護学実習	2	90		
精神看護学実習	2	90		
	小	計	38	1,335
統 合 分 野	在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護活動論 I	1	30
		在宅看護活動論 II	2	45
	看護の統合と実践	臨床看護実務 I	1	30
		臨床看護実務 II	1	30
		臨床看護実務演習	1	30
		発展的看護展開	1	15
	臨地実習	在宅看護実習	2	90
		統合実習	2	90
		小	計	12
	総	計	97	3,000

別表第 2 (第14条関係)

看護学科二部

	教 育 内 容	授 業 科 目	単 位 数	授業時間数
基 礎 分 野	科学的思考の基盤	心理学	2	45
		教育学	1	30
	人間と生活、社会の理解	情報科学	1	30
		人間関係論 I	1	45
		人間関係論 II	1	15
		社会学	1	30
		生活科学	1	30
		英語	1	45
		保健体育	1	45
小 計		10	315	
専 門 基 礎 分 野	人体の構造と機能	解剖生理学 I	1	30
		解剖生理学 II	1	30
		代謝栄養学	2	45
	疾病の成り立ちと回復の促進	病理学	1	15
		病態と治療 I	1	30
		病態と治療 II	1	30
		病態と治療 III	1	30
		薬理学	1	15
	社会保障制度と生活者の健康	微生物学	1	30
		総合医療論	1	15
		保健学	1	15
		社会福祉	1	15
		関係法規	1	15
小 計		14	315	
専 門 分 野	基礎看護学	看護学概論	2	60
		基礎看護技術 I	1	30
		基礎看護技術 II	2	90
		看護活動総論	1	30
		看護研究	1	30
	在宅看護論	在宅看護概論	1	30
		在宅看護活動論	2	45
	成人看護学	成人看護概論	1	30
		成人看護活動論 I	2	60
		成人看護活動論 II	1	15
	老年看護学	老年看護概論	2	45
		老年看護活動論	1	30
	小児看護学	小児看護概論	1	30
小児看護活動論 I		1	30	

母性看護学	小児看護活動論Ⅱ	1	30
	母性看護概論	1	30
精神看護学	母性看護活動論Ⅰ	1	30
	母性看護活動論Ⅱ	1	30
	精神看護概論	1	30
	精神看護活動論Ⅰ	1	15
	精神看護活動論Ⅱ	1	30
	小計		26
臨地実習			
基礎看護学	基礎看護学実習	3	135
在宅看護論	在宅看護論実習	2	90
成人看護学	成人看護学実習	3	135
老年看護学	老年看護学実習	2	90
小児看護学	小児看護学実習	2	90
母性看護学	母性看護学実習	2	90
精神看護学	精神看護学実習	2	90
小計		16	720
総計		66	2,100

別表第 3 (第14条関係)

助産学科

教育内容	授業科目	単位数	授業時間数
基礎助産学	助産学概論	1	15
	人間の性と生殖	1	30
	母子の健康科学	1	30
	妊娠・分娩・産褥の生理と病態	2	60
	新生児・乳幼児の成長発達	1	30
	家族の心理・社会学	1	30
	研究	2	30
	助産診断・技術学	助産活動論Ⅰ	3
	助産活動論Ⅱ	2	45
	助産活動論Ⅲ	1	30
	助産活動論Ⅳ	1	15
	健康教育論	1	30
地域母子保健	地域母子保健	1	30
助産管理	助産管理	1	30

臨地実習	助産学実習 (妊娠期)	2	90
	助産学実習 (分娩期)	3	135
	助産学実習 (産褥期・新生児期)	4	180
	地域母子保健実習	1	45
総 計		29	945

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日に看護学科一部及び助産学科に在学する学生に係る教育内容、授業科目、単位数及び授業時間数については、改正後の第14条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

和歌山県規則第33号

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業大学校校則の一部を改正する規則

和歌山県農業大学校校則 (昭和58年和歌山県規則第14号) の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(教育計画等)

第6条 農業大学校の校長 (以下「校長」という。) は、知事の承認を得て教育計画を策定するものとする。

2 教育計画は、学校教育法 (昭和22年法律第26号)、専修学校設置基準 (昭和51年文部省令第2号) その他関係法令によるほか、第2条に規定する養成部門の目的達成のため、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 教育科目並びにその時間、単位数及び到達目標
- (2) 年間授業計画 (演習等を含む。)
- (3) 研修計画
- (4) 休業日
- (5) その他校長が必要と認める事項

3 校長は、前項各号 (第1号を除く。) に掲げる事項に關し、必要があるときは、教育水準を低下させないと判断される場合に限り、知事の承認を得ずにこれを変更することができる。

4 校長は、前項の規定による変更を行った場合は、速やかに知事に報告するものとする。

第8条及び第9条を次のように改める。

(入学資格)

第8条 養成部門に入学することのできる者は、県内に住所 (生活の本拠をいう。以下同じ。) を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 通常の課程以外の課程により前号に相当する学校教育を修了した者
- (4) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したものの
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣が指定する専修学校の高等課程を文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 高等学校卒業程度認定試験規則 (平成17年文部科学省令第1号) による高等学校卒業程度認定試験に合格した者 (同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程 (昭和26年文部省令第13号) による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

2 前項の規定にかかわらず、校長は、知事の承認を得て、就農意欲、資質等において特段の事情がある者を入学させることができる。

(入学の志願)

第9条 養成部門に入学しようとする者は、校長の定める期日までに、校長の定める様式の入学願書に必要事項を記入し、校長の定める必要な書類を添えて校長に提出しなければならない。

第10条を削る。

第11条第2項中「事項は、」の次に「校長が知事の承認を得て」を加え、同条を第10条とする。

第12条中「所定の期日までに住民票記載事項証明書及び

保証人と連署した誓約書(別記第3号様式)を「を」を「校長の定める様式の誓約書に保証人と連署し、住民票記載事項証明書を添付して校長の定める期日までに」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とし、第14条を第13条とする。

第15条中「遅滞なく」の次に「校長の定める様式の」を加え、「(別記第4号様式)」を削り、同条を第14条とし、第16条を第15条とする。

第17条中「保証人と連署した休学(退学)願書(別記第5号様式)に」を「校長の定める様式の休学(退学)願書に保証人と連署し」に改め、同条を第16条とする。

第18条中「一」を「いずれか」に改め、同条を第17条とする。

第19条中「(別記第6号様式)」を「(別記様式)」に改め、同条を第18条とし、第19条の2を第19条とする。

第22条中「一」を「いずれか」に改める。

別表を削る。

別記第1号様式から別記第5号様式までを削る。

別記第6号様式中「(第19条関係)」を「(第18条関係)」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第34号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則(昭和32年和歌山県規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「貯木場使用許可申請書」を「船舶給水施設使用許可申請書」に、同項第6号中「船舶給水施設使用許可申請書」を「港湾環境整備施設使用許可申請書」に、同項第7号中「港湾環境整備施設使用許可申請書」を「港湾施設用地使用許可申請書」に改め、同条第3項第4号を削る。

第4条を次のように改める。

(使用料)

第4条 使用者は、使用料を知事が指定した期限までに納入しなければならない。

2 条例第5条第4項に規定する使用料の減免を受けようとする者は、その理由を記載した港湾施設使用料減免申請書(別記第11号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

第14条を次のように改める。

(申請書等の提出)

第14条 この規則の規定により、知事に提出する申請書及

び報告書については、和歌山下津港については和歌山下津港事務所長、他の港湾についてはその港湾を管轄する振興局の建設部長に提出しなければならない。

別表第1中

加太港	物揚場(マイナス3.0メートル)	和歌山市加太字北濱場地先
-----	------------------	--------------

3.0	240.0	1.0
-----	-------	-----

を

加太港	物揚場(マイナス3.0メートル)
文里港	-5.5m岸壁

和歌山市加太字北濱場地先	3.0	240.0	1.0
田辺市文里二丁目1320番地	5.5	100.0	5.0

に

改める。

別記第5号様式を削り、別記第6号様式を別記第5号様式とし、別記第7号様式を別記第6号様式とし、別記第8号様式の前に次の1様式を加える。

別記第 7 号様式 (第 2 条関係)

港湾施設用地使用許可申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

下記のとおり使用したいので、和歌山県港湾施設管理条例第 4 条第 2 項の規定により申請します。

1 場 所		4 使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
2 面 積		5 工事期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 目 的			

添付図書類

- 1 位置図 (縮尺1/50,000以上)
- 2 平面図 (縮尺1/600以上)
- 3 求積図 (縮尺1/100以上)
- 4 断面図 (縮尺1/100以上)
- 5 構造図 (縮尺1/100以上)
- 6 仕様図
- 7 設計図
- 8 利害関係者承諾書
- 9 その他申請に必要な図書

※ 1～3 は必須、それ以外の図書は必要に応じ添付すること。

別記第11号様式を次のように改める。

別記第11号様式 (第 4 条関係)

港湾施設使用料減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
申請者 氏名 ㊟

下記のとおり港湾施設使用料の減免を受けたいので、申請します。

港 湾 名	
使 用 施 設 の 名 称	
使 用 期 間	年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分
使 用 数 量	
使 用 料 金	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備 考	

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第4条第1項、第14条及び別表第1の改正規定は、同年4月1日から施行する。

和歌山県規則第35号

和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山下津港入港料条例施行規則 (昭和52年和歌山県規則第27号) の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「入港した日から3箇月以内」を「知事が指定した期限まで」に改め、同項ただし書及び同条第2項を削る。

第5条中「別記第2号様式」を「別記第1号様式」に改め

る。
第6条中「別記第3号様式」を「別記第2号様式」に改める。
別記第1号様式を削り、別記第2号様式を別記第1号様式とし、別記第3号様式を別記第2号様式とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

和歌山県規則第36号

港湾区域における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

別記第10号様式 (第12条関係)

港湾区域における工事等の規制に関する規則の一部を改正する規則

港湾区域における工事等の規制に関する規則 (平成5年和歌山県規則第65号) の一部を次のように改正する。

第12条に次の1項を加える。

3 和歌山県港湾占用料等徴収条例 (平成12年和歌山県条例第59号) 第3条に規定する「占用料等」の減免を受けようとする者は、その理由を記載した港湾占用料等減免申請書 (別記第10号様式) を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

港湾占用料等減免申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
申請者 氏名 ㊟

港湾法第37条の規定による占用又は土砂採取 (以下「占用等」という。) の許可に係る港湾占用料等の減免を受けたいので、申請します。

占 用 等 場 所	() 港
占 用 等 (工 事) 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
占 用 等 数 量	
占 用 等 目 的	
占 用 料 等	
減免を受けようとする額	
減免を受けようとする理由	
備 考	

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第455号

平成12年和歌山県告示第722号（災害救助法施行細則第3条及び第14条第1項の規定に基づく救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項第1号イ（イ）中「236万6,000円」を「240万4,000円」に改め、同項第3号ウ（ア）の表中「17,200円」を「17,500円」に、「22,100円」を「22,600円」に、「32,600円」を「33,300円」に、「39,300円」を「39,900円」に、「49,500円」を「50,500円」に、「7,200円」を「7,400円」に、「28,400円」を「29,000円」に、「36,700円」を「37,500円」に、「51,200円」を「52,300円」に、「60,500円」を「61,300円」に、「75,400円」を「77,000円」に、「10,300円」を「10,500円」に改め、同号ウ（イ）の表中「5,600円」を「5,700円」に、「7,500円」を「7,700円」に、「11,300円」を「11,600円」に、「13,800円」を「14,000円」に、「17,400円」を「17,700円」に「9,000円」を「9,200円」に、「11,900円」を「12,200円」に、「16,800円」を「17,100円」に、「20,000円」を「20,300円」に、「25,200円」を「25,800円」に改め、同項第6号ア中「自らの資力では応急修理をすることができない者」の次に「又は大規模な補

別表第1（第2条関係）

地方機関等

1	振興局建設部（組織規則第30条第1項に規定する各振興局に配置された建設部をいう。）
2	新宮保健所串本支所
3	組織規則第164条第2項に規定する農林水産総合技術センターに設置された試験場等
4	組織規則第3条第2項第2号に規定する地方機関

別表第2（第2条関係）

所属長

機 関 等	職
振興局	部長
県立こころの医療センター	事務局長
保健所、新宮保健所串本支所	次長
その他の地方機関等	当該地方機関等の長

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同号イ中「51万円」を「52万円」に改める。

第2項第1号ア（ア）中「2万600円」を「1万9,600円」に改め、同号ア（イ）中「1万6,500円」を「1万6,100円」に改め、同号ア（ウ）中「1万7,700円」を「1万7,600円」に改め、同号ア（エ）中「1万6,600円」を「1万6,300円」に改め、同号ア（オ）中「1万7,400円」を「1万6,800円」に改め、同号ア（カ）中「1万5,900円」を「1万6,100円」に改め、同号ア（キ）中「1万7,200円」を「1万6,600円」に改め、同号ア（ク）中「1万5,200円」を「1万4,900円」に改める。

訓 令

和歌山県訓令第26号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

和歌山県訓令第27号

庁中一般
各地方機関

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の防災体制等措置要領の一部を改正する訓令

職員の防災体制等措置要領（昭和36年和歌山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

第3項第2号の表警戒体制の部1号の項担当課室名（風水害等）の欄中「道路保全課、道路建設課、河川課、港湾整備課、港湾空港振興課」を「河川課」に改め、同部2号の項担当課室名（風水害等）の欄中「砂防課」を「道路保全課、道路建設課、砂防課、港湾空港振興課、港湾整備課」に改め、同表配備体制の部2号の項中「情報政策課」の次に「、総合交通政策課」を、「森林整備課」の次に「、全国植樹祭準備室」を加え、「住宅環境課」を「建築住宅課」に改める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。